

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：パキスタン国河川管理強化計画準備調査  
(QCBS)

調達管理番号：22a00954

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年3月1日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国河川管理強化計画準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。  
(全費目課税)

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年5月～2024年8月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

担当者メールアドレス：[Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp](mailto:Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

地球環境部防災グループ防災第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 3月 7日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 3月 14日 12時
3	質問への回答 3月8日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 3月 14日
4	質問への回答 3月14日12:00までの受領分	第2回(最終) 回答日 2023年 3月 17日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、 本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 3月 24日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 4月 7日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： <a href="mailto:e-propo@jica.go.jp">e-propo@jica.go.jp</a> )

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。又、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記 4. (1) 選定手続き窓口宛  
CC: 担当メールアドレス

### 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記 (2) の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### (2) 回答方法

上記 4. (3) 日程のとおり、原則 2 回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記 4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022 年 6 月 1 日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号)\_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (千円未満切り捨て。消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)、及び別提案書

- ① 宛先: [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名: (調達管理番号)\_ (法人名)\_ 見積書  
[例: 20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書・別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください (URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>) 。
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

又、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)。

#### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

## 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

## 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。又、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

### (4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社  
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力  
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設  
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され  
ます。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

又、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「パキスタン国河川管理強化計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 事業の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下「パキスタン」という。）では、2022年に大規模な洪水が発生し、1,700人を超える死者、約300億ドルを超えて被害額は初期段階で見積もっている（国家防災管理局、2022年10月現在）。又、直前の大規模洪水は2010年に発生した際にも国土の約20%が冠水し、被災者2,000万人以上、倒壊家屋約160万棟、道路・灌漑施設等のインフラ損壊等、約100億ドルに及ぶ大規模な被害が発生した（Federal Flood Commission、2010）。特に、2022年洪水において、インダス川上流とその支川において、フラッシュフラッドが多数発生し、河岸が大きな被害を受けている。なお、2022年の洪水に対しては、2023年1月に、ジュネーブにて、パキスタン政府及び国連の共催でパキスタン洪水被害に関する支援国会合が開催され、我が国もパキスタンへの支援を表明した。

このように、従来、パキスタンは、洪水と降雨に起因した土砂災害が多発する国であり、パキスタン中央部を流れるインダス川及びその支川において、毎年のモンスーン期の豪雨により洪水が発生している。それにより、多大な経済損失が生じており、1950-2015年までの洪水被害総額は約380億ドルに達している。又、近年の気候変動の影響により、洪水規模は激甚化し、頻度も増加している。加えて、急峻な地形を持つハイバル・パフトゥンハー州（以下「KP州」という。）では、フラッシュフラッドなどによる河岸崩壊、堤防損壊などが発生し300名を超える死者が出ている（JICA調査団）。

このような状況を踏まえ、連邦洪水委員会（Federal Flood Commission。以下「FFC」という。）は、2015/16年度から2024/25年度を計画期間とする国家洪水防御計画（National Flood Protection Plan- IV。以下「NFPP-IV」という。）を策定しており、上記の河川構造物の改修・補強のほか、河川管理の基礎となる各観測所で取得する水位や流量データ並びにその観測網の機能向上及び拡張等を優先事業としている。今後の洪水期に備え、より良い復興を進めることが重要であり、パキスタン政府はポスト災害ニーズ調査（PDNA）においてもこれら地域の河川構造物の改修は緊急性が高い事業として位置付けている。又、自動観測所設置や観測データの受信・分析・発信を行うデータモニタリングセンターについても、水利電力開発公社（Water and Power Development Authority。以下「WAPDA」という。）が全国約40カ所に整備済だが、パキスタン北部のパンジャブ州及びKP州を流れるインダス川上流とその支川の水文・水理観測網

及び中央データ管理センターが、整備状況が特に乏しい。このような状況下、WAPDA は水文・水理観測網に係るマスタープランを策定しており、水文・水理観測網及び中央データ管理センターの整備は喫緊の課題となっている。

今後、より効果的な河川整備に向けて、2022 年洪水によって被災した河川構造物の改修並びに水文・水理観測網及び中央データ管理センターの整備を行う「河川管理強化計画」（以下「本事業」という。）の実施を我が国に対し要望している。

### 第3条 事業の概要

#### （1）事業目的：

本事業は、インダス川及び支川流域等において、2022 年洪水によって被災した河川構造物の改修並びに水文・水理観測網及び中央データ管理センターの整備を行うことにより、より効果的な河川整備に向けた体制構築を図り、もって将来的な洪水リスク削減に寄与するもの。

#### （2）事業内容：

##### ① 施設、機材

###### 【水文・水理観測機器】

- ・水文・水理観測機器（水位計、流量計、雨量計）45 箇所

###### 【データモニタリングシステム】協力準備調査にて確認

- ・水文・水理観測機器から中央データ管理センターまでの通信のための中継基地局
- ・中央データ管理センター2 箇所（設置予定場所：イスラマバード、ラホール）

###### 【河川構造物】協力準備調査にて確認

- ・2022 年洪水を踏まえた河川構造物の改修

##### ② コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント：

- ・詳細設計、入札補助、調達監理、ソフトコンポーネントとしてデータモニタリングシステムの運営維持管理に係る技術支援

#### （3）対象地域：

パンジャブ州及び KP 州のインダス川流域（延長約 1,100km）及び支川 Chenab 川（延長約 1,200km）、Ravi 川（延長約 720km）、Satluj 川（延長 1,450km）、Kunhar 川（延長約 170km）等）

#### （4）実施機関：

本事業の要請は、水利電力開発公社（Water and Power Development Authority : WAPDA）から受けたものである。しかしながら、上記（2）のとおり、水文・水理観測網に関するコンポーネントと河川構造物に関するコンポーネントを含むことから、厳密には責任機関が異なる（前者は WAPDA となるが、後者は省灌漑局（Provincial Irrigation Department。以下「PID」という。））ことから、本調査を通じて、関連機関の行政上の指示命令系統（より上位の組織が実施機関になるのが望ましいことも予想され）や資金フロー等の観点から、本事業の実施体制を再検討し、パキスタン政府の合意を得て、決定するものとする（第5条（13）事業実施および維持管理体制を参照）。

### 第4条 業務の目的

本業務は、本事業が協力対象とするインダス川及び支川流域等において、2022 年洪水により被害を受けた河川構造物の改修及び水文・水理観測機器・データモニタリング

システムの整備について、無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握した上で、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討し、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算する。

## 第5条 実施方針及び留意事項

### (1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についてはプロポーザルで提案することとする。

### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力としての実施が適切と判断される計画策定を目的の一つとしているため、調査過程で日本側関係者とのコミュニケーションを重視する。

### (3) 2022年洪水からの他ドナーによる復興事業との重複回避

2022年の洪水以降、多くの援助機関がPDNAに沿った支援の展開を検討・実施中であることから、本事業に影響しうる支援についても留意し、本業務又は本事業への影響を予め評価しておくこと。

### (4) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月)(以下「JICA環境ガイドライン」という。)上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断し、JICA環境社会配慮カテゴリBに分類されているため、パキスタンにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、非自発的住民移転の発生が想定される場合には住民移転計画案の作成を行う。

### (5) 本事業の安全管理

外務省危険レベル3及び4に該当するエリア、JICA国別安全対策措置にて規定する業務渡航禁止区域では調査及び協力を実施しない。なお、本事業は設計・施工監理、施工、共に邦人が立ち入ることができるKP州のハザラ地区を選定する想定である。

### (6) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下「安全管理ガイダンス」という。)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、パキスタンでの最近の既往調査報告書等やJICA事務所からパキスタンでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手又は確認すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(又は別添資料として調査報告書に添付する)。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したパキスタンの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりパキスタンの他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。又、必要に応じてパキスタンで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA パキスタン事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA パキスタン事務所と協議し、相手国政府から入手（又は相手国政府に確認）が必要な情報について JICA パキスタン事務所にて確認・合意する。又、現地調査終了時には必ず JICA パキスタン事務所にて報告を行う。

#### 【①水文・水理観測機器、データモニタリングシステムのみ】

(7) 現地調査の実施方針本業務の現地調査実施方針は以下を想定する。

① 第1回現地調査：

対象地域の水文・水理観測に係る課題分析並びに配置計画、施工計画及び概略設計の初期検討に必要な情報の収集、調査、協議を行う。

② 第2回現地調査：

測量調査や電波伝送試験を実施したうえで、概略事業費の積算に必要な配置計画（案）、概略設計方針及び施工計画方針について先方政府の基本了解を得る。

③ 第3回現地調査：

概略事業費の積算審査も経て、準備調査報告書（案）を先方政府に説明協議し、基本了解を得る。

#### (8) 水文・水理観測機器の基本構成

本事業にて設置予定の機材及び施設については、水文・水理観測機器が取得したデータは、中継基地局を介し、中央データ管理センター（2か所）にリアルタイムで送信する構成を想定している。

本事業で設置予定の水文・水理観測機器による観測項目は、水位、流量、雨量を想定する。又、観測機器の水位及び雨量の観測方式、流量の算出方式、これら観測機器による測定間隔、通信形式、精度、耐久性又は電源等の要求仕様を検討し、先方政府との確認作業も丁寧に行う。

なお、本事業外で設置済又は設置予定の水文・水理観測機器の配置状況、観測項目、仕様等の情報も踏まえて、システム全体の拡張性にも留意する。

#### (9) 中継基地局の基本構成

当該中継基地局で中継するデータは、本事業及び本事業外で設置される水文・水理観測機器からの送信データを想定する。その際、水文・水理観測データを安定的に中継できる仕様を検討し、技術的信頼性（耐久性、発災時の継続稼働の評価を含む）、コスト、維持管理、リダンダンシーの確保の観点から等多角的に仕様を検討することとする。

#### (10) 中央データ管理センターの基本構成

本事業及び本事業外によって設置された水文・水理観測機器から中継基地局を介して、中央データ管理センター2箇所（イスラマバード、ラホール）に送信することを想定する。なお、地方事務所等における中央データ管理センター以外でのモニタリングの必要性について確認し、伝送データを共有できる仕組みを検討することとする。

又、水文・水理観測データを保存するサーバーについては、伝送データ容量に鑑み、安定受信ができる仕様とすること。又、当該センターとの通信設備検討については、技術的信頼性（耐久性、発災時の継続稼働の評価を含む）、コスト、維持管理、既存あるいは将来的なデータを取り入れるための互換性確保、関係機関に向けたデータ共有の拡張性の観点から多角的に仕様を検討することとする。

#### (11) 機材設置用地の確認

本事業で調達する機材の設置場所として、水文・水理観測機器については国家洪水対策・遠隔計測ネットワークマスタープラン（National Master Plan for Flood Telemetry Network）で設置予定図が示されており、中央データ管理センターについてはイスラマバードとラホールが想定されている。しかし、中継基地局の設置場所については未定であるため、本業務にて妥当な場所を決めることとする。なお、これら設置用地の確保については相手国負担作業であることを本調査でパキスタン政府と確認・合意する必要がある点にも留意する。なお、どうしても手続きが残る場合、必要な手続き及び期限を整理の上、相手国政府と確認・合意する。

#### （１２）設備、機材の検討

- ①設備、機材に際しては高温・高湿度には十分の対策を施す。
- ②避雷針や避雷器など十分な落雷対策を検討する。
- ③設備、機材の設置に際しては洪水、台風、津波、地震、盗難、電力事情により被害を受ける可能性を確認の上で必要に応じて対策を検討し、設計に反映させる。

#### 【2022年洪水を踏まえた河川構造物】

##### （１３）現地調査の実施方針

本業務においては、現地調査の実施方針として、以下を想定している。

###### ① 第１回現地調査：

対象地域の河川構造物に係る課題分析並びに配置計画、施工計画及び概略設計の初期検討に必要な情報の収集、調査、協議を行う。

###### ② 第２回現地調査：

測量及び地質調査（ボーリング調査含む）を踏まえ、概略事業費の積算に必要な配置計画（案）、概略設計方針及び施工計画方針先方政府と基本了解を得る。

###### ③ 第３回現地調査：

準備調査報告書（案）を先方政府に説明協議し、基本了解を得る。

##### （１４）事業実施および維持管理体制の確認

本事業は WAPDA から要請を受けたものだが、河川構造物の維持管理については、PID が責任を負っていることから、パキスタン国内における河川管理に関する組織体制及び指示フローを本業務において調査した上で、事業実施及び維持管理の体制について確認し、本事業の望ましい事業実施主体と正式合意する必要がある点に留意する。

##### （１５）2022年洪水における被災箇所と対象河川構造物整備の優先順位付け

2022年に発生した洪水により被災した箇所に加えて、従来、治水上ボトルネックとなる区間についても注意し、今後発生しうる洪水に対して、効果的な災害リスク削減が可能な区間の選定を行うことに留意する。

#### 第6条 業務の内容

#### 【共通】（水文・水理観測機器、データモニタリングシステム／河川構造物）

##### 【第１回国内準備】

###### （１）インセプション・レポートの作成

各種支流を分析の上、調査の全体方針、方法及び項目を整理し、調査計画を策定し、質問票及びインセプション・レポート（案）を作成し、JICAに提示する。

##### 【第１回現地調査】

## (2) インセプション・レポートの説明・協議の支援

JICA が同意するインセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）の先方政府関係者への説明及び協議において、JICA からの調査団員をサポートする。

## (3) 事業の実施体制の分析

本事業に関する事業実施及び維持管理の体制について確認し、本事業の望ましい事業実施主体と正式合意する必要がある。そのため、パキスタン国内の組織体制及び指示フローを調査し、実施機関となりうる組織の権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準、維持管理体制等を分析する。

# 【水文・水理観測機器、データモニタリングシステム】のみ

## 【第1回現地調査】

### (4) モニタリングシステムの全体像の検討

本事業で構築する水文・水理観測機器、中継基地局及び中央データ管理センターで構成されるデータモニタリングシステムの全体像（案）をパキスタン側に示す。特に、データ取得、取得データの通信・保存及びパキスタン国内（中央、地方、関係機関）での共有方法について課題を分析し、その解決策とともに提示する。

### (5) 既存の水位計・雨量計の調査

対象流域における既存水文・水理観測機器及び地点を調査する。その際、機材情報、他機材と連動した運用に係る問題点の有無、観測体制（既存機器の仕様）、観測情報の運用方針、観測データのフォーマット、精度・品質管理、通信能力、利用状況、収集・蓄積及び維持管理における現状及び課題を観測所ごとに一覧表にして分析する。

### (6) 水文・水理観測機器設置サイト調査

上記（5）を踏まえて、本事業で設置する観測機器の仕様書及び設置方針（案）をまとめ、設置場所を決定する。設置場所は以下を判断基準と想定するが、対案がある場合は提案書で提案すること。

- ① 電源確保に問題のない箇所
- ② 電波伝送に問題のない場所（中継基地局の投入を考慮する）
- ③ 用地取得に問題のない場所（環境社会配慮を含む）

### (7) 通信環境調査

本事業で設置する水文・水理観測機器、中継局及びデータセンターの一体的運用に向け、電波伝送試験前に通信状況を調査する。必要があれば、代替通信手段の有無を確認し、必要に応じて代替通信手段を提案する。又、通信に関して、電波伝送試験も含めて許認可の制度、必要性、手続きに必要な期間、安定的なバンド、妨害電波の有無を確認し、申請・手続きを行う。

### (8) 機材計画の調査

上記（7）調査結果を踏まえ、最適な設備、機材の規模及び種類を検討し、機材計画（案）を作成する。なお、パキスタンにて、機材据付に必要な基準等の情報収集も行い、工程に反映させること。又、設置に必要な架台や鉄塔等、機材の据付工事に関し、関連法案、規制、電気の供給状況、気象条件、河川状況を考慮の上、適切な施工

計画を策定すること。加えて、必要に応じ、工事中のアクセス道路・フェンス等の整備を先方負担事項として整理する。

### 【第1回国内解析】

#### (9) 設計・積算方針の検討

第1回現地調査の結果を踏まえ、現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明し、帰国後速やかに設計・積算方針会議を行いプロジェクトコンポジット等概略設計方針（案）を日本国側関係者と協議する。

### 【第2回現地調査】

#### (10) 当該システム（案）への合意獲得、電波伝送試験及び測量調査の実施

上記(4)でパキスタン側に示したデータモニタリングシステムの全体像（案）を精緻化し、当該システムのコンセプト、全体像、機材設置場所、設計基本方針、仕様についてパキスタン側と協議の上、合意を得る。

又、第1回現地調査で確認した相手国負担事項である必要な許認可や土地利用の許可取得について状況・課題を確認し、対応についてパキスタン側と合意する。

#### (11) 中継基地局の設置場所の測量及び電波伝送試験の実施

水文・水理観測機器、中継基地局、中央データ管理センターの設置場所を最終決定するべく、測量及び電波伝送試験を実施する。これら調査により設置場所等の修正が必要な場合、代替地の検討をパキスタン側と協議して決定する。

#### (12) 電力事情調査

水文・水理観測機器、中継基地局、中央データ管理センターの設置場所における電力事情を調査する。必要に応じて電源品質アナライザ等による測定を行う。特に、電力供給及び電圧安定など設置機器への影響度を調査し、必要に応じ、電圧変動・短絡に対する保護機器の設置（案）や電力供給計画（非常用電源等）（案）を提示する。

#### (13) 事業の維持管理計画策定

データモニタリングシステムの維持管理について、技術面及び財政面の能力を確認し、本事業において設置される機器や施設の効率的な維持管理の可能性を分析し、運営維持管理体制、維持管理費の試算、更新費用の見込みを提示する。

## 【河川構造物】のみ

### 【第1回現地調査】

#### (14) 情報収集

対象河川の過去の既往最大水位及び流量データを収集し、被災状況や復旧状況の情報を把握する。なお、河川整備に係る各種政策・計画・法律・技術基準・設計条件についても情報を収集し、設計等に反映する。

#### (15) 河川構造物の整備候補地の選定

上記(14)で収集した情報に加えて地表踏査や聞き取り調査を行い、本事業の対象区間及び工法（案）をJICAに提示し、パキスタン側への説明内容を決める。選定にあたっては、既往最大災害の状況、災害リスク削減効果、上下流及び左右岸のバランス、無償資金協力としての妥当性等も考慮する。優先順位付けの基準について、適宜、プロポ

ーザルで提案することとする。又、上記項目以外に必要と判断する調査内容についてもプロポーザルで提案する。

#### (16) 河川構造物の概略的検討

上記対象区間における各種調査に加え、施工における技術的課題、用地取得の課題、コスト等を踏まえ、施工計画を概略検討する。概略検討時には、施工箇所、施工・配置計画、形式、規模（案）を検討し、JICAと協議する。必要に応じて工事中のアクセス道路・フェンス等の整備を先方負担事項として検討する。

### 【第1回国内解析】

#### (17) 設計・積算方針の検討

第1回現地調査の結果を踏まえ、現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明し、帰国後速やかに設計・積算方針会議を行いプロジェクトコンポートメント等の概略設計方針（案）を日本国側関係者と協議する。

### 【第2回現地調査】

#### (18) 工事候補地の説明、測量調査・地質調査の実施

本事業で整備する河川構造物の概略検討結果をパキスタン政府と協議し、合意を得る。のちに、測量及び地質調査を実施し、設計基本方針、仕様及び設計についてもパキスタン側と協議し、それら内容について合意を得る。

又、第1回現地調査で確認した相手国負担事項である必要な許認可や土地利用の許可取得について状況・課題を確認し、対応についてパキスタン側と合意する。

### 【共通】（水文・水理観測機器、データモニタリングシステム／河川構造物）

### 【第2回国内解析：共通】

#### (19) 現地調査結果報告

第2回現地調査終了後、速やかに設計・積算方針会議を行いプロジェクトコンポートメント等の概略設計方針（案）を日本国側関係者と協議する。第2回現地調査の結果、設計・積算方針会議で協議した概略設計方針に変更がある場合は、改めて関係者と協議を行う。

#### (20) 事業内容の計画策定

上記(19)を踏まえ、概略設計を行う。計画策定時、以下項目は含める。なお、設計においては「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」という。）を参照し、設計総括表を作成し、JICAに対し説明・確認する。

##### ① 計画・設計の基本方針

機材のグレードの設定、河川構造物の規模・形式、調達方法、据付計画、施工計画、調達後の運営・維持管理等についての対応（設計）方針を整理する。

##### ② 基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の仕様と基本計画を立てる。なお、機材計画については、必要と認められる資機材についての技術、保守・管理技術サービス、スペアパーツ・消耗品入手に係る難易度と費用負担等を十分検討し、最適基本計画（案）をJICAに示す。

##### ③ 調達計画



機材計画（内容、数量、仕様）、調達事情調査（第三国到達を含めた調達先、代理店の有無等）、消耗品、スペアパーツ等の入手手段、配置／設置場所、機材の輸送経路、通関手続き、保険について確認の上、調達計画を立てる。

④ 施工計画

工事方針、施工上の留意事項、施工区分（先方負担工事との区分）、施工管理計画、品質管理計画、資機材等調達計画、実施工程を含む施工計画を作成し、JICAに提示する。

⑤ ソフトコンポーネント計画

データモニタリングシステムの完工後の運営、維持管理に係る支援の必要性を検討し、必要性が認められる場合は、ソフトコンポーネント計画を作成し、JICAに提示する。なお、同計画内容は第3回現地調査時にパキスタン政府と概ね合意を得て、その内容を議事録に記載する。

（21）概略事業費の積算

無償資金協力の対象とする事業内容に基づき、概略事業費を積算する。積算にあたっては、無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえ、調査・設計の妥当性を慎重に検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

① 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編及び機材編を参照する。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（22）準備調査報告書（案）の作成

本調査結果を準備調査報告書（案）として纏め、内容についてJICAと協議する。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 準備調査報告書
- ③ Project Monitoring Report の初版
- ④ 免税情報シート
- ⑤ 案件別安全対策検討シート（案）

（23）環境社会配慮

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。

又、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通りとし、現地再委託を可（見積もりに含める）とする。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- 1) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- 2) JICA 環境ガイドライン（2022年1月）との乖離及びその解消方法
- 3) 関係機関の役割
- ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の検討
- ⑧ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

#### （24）ジェンダーの視点の確認

本事業における設計、工事、運用にかかるジェンダーの視点の検討を行う。女性のニーズに留意した施設や設備（例：街灯、歩道等の設計において、女性の安全性や利便性にかかる課題やニーズを確認のうえ、反映する）等、利用者の立場からの検討に加えて、施工段階においても、例えば施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備等、積極的に議論、導入に努める。

#### （25）先方政府、他ドナー等の実施する関連事業の動向、整備実績、設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

隣接事業や、自然条件、及び土地利用条件の類似した事業に採用されている設計法や構造の資料を入手する。又、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、応札時、施工時、維持管理等の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

#### （26）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（観測機器、通信機材、システム機器、骨材、コンクリート、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。又、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

#### （27）相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、支障物件の移設、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

### (28) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。又国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、OD 現地調査終了時までには、JICA 事務所へ提出する。

### (29) 治安に関する安全対策

本事業サイトについては外務省海外安全情報がレベル2の地域に該当するため、事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について機構の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、十分検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。なお、案件別安全対策検討シート（案）は概算事業費の積算に反映させる必要がある為、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては随時十分当機構と協議する。又、先方政府負担事項については同内容につき先方政府に説明し合意に向け支援を行う。

### (30) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

### (31) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。又、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネント【対象案件のみ記載】での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

### (32) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、i) 水文・水理観測地点数、ii) 水文・水理観測間隔、iii) 洪水による浸水氾濫面積や戸数を想定している。標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/index.html>

## 第7条 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から(8)を成果品とする。成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

【部数については適切なものを設定する。】

- (1) 業務計画書 : 和文 2 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 2 部  
: 英文 2 部
- (3) 第1回現地調査結果概要 : 和文 2 部
- (4) 第2回現地調査結果概要 : 和文 2 部
- (5) 準備調査報告書(案) : 和文 2 部  
: 英文 2 部
- (6) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文 2 部
- (7) 準備調査報告書 : 和文(製本版) 2 部及び CD-R 2 枚  
(※完成予想図を含む。) : 英文(製本版) 2 部及び CD-R 2 枚  
: 和文(先行公開版) CD-R 2 枚
- (8) Project Monitoring Report の初版 : 英文 CD-R 1 枚
- (9) 免税情報シート ※第2回現地調査時、当該国を所掌する JICA 在外拠点にも提出すること
- (10) 案件別安全対策検討シート(案)

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (9) については設計・積算マニュアル補完編・機材編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	業務全体を通じた効率的かつ効果的な調査による調査期間短縮方法の提案	第5条 実施方針及び留意事項 (1) 調査手法、調査項目
2	維持管理段階まで考慮されたデータモニタリングシステムの全体像の検討手法	第6条 業務の内容 (1) モニタリングシステムの全体像
3	水文・水理観測網の整備及び河川構造物の改修というコンポーネントを踏まえた本事業実施体制	第3条 事業の概要 (4) 実施機関
4	無償資金協力の対象とすべき河川構造物の整備候補地の選定手法	第6条 業務の内容 (15) 河川構造物の整備候補地の選定

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：水文・水理観測網および河川改修に関する業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／河川計画
- 水文・水理観測
- データモニタリングシステム

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

- 約 3.75 人月（業務主任者／河川計画）
- 約 5.08 人月（水文・水理観測）
- 約 5.08 人月（データモニタリングシステム）

## 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／河川計画）】

- ① 類似業務経験の分野：河川計画に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：パキスタン又は南アジア地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：水文・水理観測】

- ① 類似業務経験の分野：水文・水理観測に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：データモニタリングシステム】

- ① 類似業務経験の分野：データ通信及びシステム整備に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：英語

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来、認定の対象外となっています。

(詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2023 年 6 月より第 1 回現地調査を行い、水文・水理観測及びデータモニタリングシステムの現状や最新の開発計画の確認、洪水による被災及び復旧状況、課題、概略設計や報告書案の作成に必要な調査、協議、情報収集を実施する。その後、国内作業として、概略検討を行う。2023 年 11 月頃に第 2 回現地調査において、現地における測量、地質調査を実施したのち、概算事業費の積算、準備調査報告書（案）の作成を行う。2024 年 5 月頃に第 3 回現地調査として調査報告書案や先方負担事項等について、先方関係者に説明、協議することを想定する。2024 年 8 月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

	2023年												2024年							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
事前準備			□																	
第1回現地調査 (現況確認)			■	■	■															
国内解析																				
第2回現地調査 (伝送試験、測量、調査)																				
第3回現地調査 (概略設計ドラフト説明)																				
国内整理																				
概略設計、 概略資料提出																	△			
最終報告書提出																	▲			

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 28.92 人月 (現地 : 16.67 人月、国内 : 12.25 人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成 (及び格付案) は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成 (及び格付) を提案してください。

業務従事者の構成 (案)

- 1) 業務主任 / 河川計画 (2号)
- 2) 水文・水理観測 (3号)
- 3) データモニタリングシステム (3号)
- 4) 河川改修 (設計)
- 5) 河川改修 (施工計画 / 積算)
- 6) 環境社会配慮
- 7) 機材計画 / 調達計画 / 積算

3) 渡航回数 の目途 全 21 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

- 測量・地質調査
- 電波伝送試験
- 環境社会配慮調査

(4) 配付資料 / 公開資料等

1) 配付資料

- 国家洪水対策・遠隔計測ネットワークマスタープラン

2) 公開資料

- 2022 年パキスタン洪水 PDNA レポート



<https://www.undp.org/pakistan/publications/pakistan-floods-2022-post-disaster-needs-assessment-pdna>

➤ 復興支援計画

<https://www.undp.org/pakistan/publications/pakistan-floods-2022-resilient-recovery-rehabilitation-and-reconstruction-framework-4rf>

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

#### (6) 安全管理

外務省危険レベル3及び4に該当するエリア、JICA 国別安全対策措置にて規定する業務渡航禁止区域では調査及び協力を実施しない。なお、本事業は設計・施工監理、施工、共に邦人が立ち入ることができる KP 州のハザラ地区（トルガル県、バタグラム県、マンセラ県、ハリプール県、アボダバード県）を選定する想定である。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象

外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。又、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

#### 【上限額】

#### 111,456,000円（税抜）

なお、定額計上分 23,300,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めず。

又、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）報酬について 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

（4）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（5）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	測量・地質調査	第6条（18）工事候補地の説明、測量調査・地質調査の実施	20,000,000 円	測量・地質調査	再委託費	現地再委託費
2	電波伝送試験	第6条（10）当該システム（案）への合意獲得、電波伝送試験及び測量調査の実施、（11）中継基地局の設置場所の測量及び電波伝送試験の実施	2,300,000 円	電波伝送試験	再委託費	現地再委託費
3	環境社会配慮調査	第6条（23）環境社会配慮	1,000,000 円	環境社会配慮調査	再委託費	現地再委託費

（6）見積り価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜）で計上してください。

（7）旅費（航空賃）について

JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり参考として提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒イスラマバード（タイ国際航空）

（9）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（9）外貨交換レートについて

1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積りもってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

（10）その他留意事項

特になし。

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 24 )	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／河川計画</u>	(24)	(9)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(9)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>水文・水理観測</u></b>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>データモニタリングシステム</u></b>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	1	
エ) その他学位、資格等	3	